

年末たすけあい運動Q & A



Q 慰問金はいくらになりますか？

A 年末慰問金は、幸区の地域の方々に御協力をいただいております「年末たすけあい運動」による募金が財源となっております。募金総額と、慰問金の配分を受ける方の人数をもとに、12月に開催される配分委員会にて金額が決定されます。

Q なぜ民生委員が配付するのですか？

A 「年末たすけあい運動」は、その歴史の中で民生委員が中心的な役割を担ってきた経緯があり、また、福祉ニーズをもつ世帯を見守る意味から民生委員がお届けしています。

Q 申請にはどんな書類が必要ですか？

A 幸区社会福祉協議会等で配布している“慰問金配分申請書”と、“障害者手帳”や“介護保険被保険者証”の写しが必要となります。

※本年より非課税証明書は不要となりました。

Q 世帯に2人対象者がいる場合は2人分もらえますか？

A 年末慰問金は、世帯に対して配分するものなので、同一世帯に対象の方が複数いる場合でも1世帯分の配分となります。

Q 慰問金が届くのはいつになりますか？

A 12月頃より行われる「年末たすけあい運動」の募金が財源になっているので、12月下旬（23日頃以降）になります。「年末たすけあい」なので、年内にはお届けできるようにいたします。

Q 他の区と配分要件が違うのですか？

A 慰問金の配分については、配分対象の要件や、配分金額なども含め、川崎市内各区ごとに違います。「見舞金」「支援金」などの名称で呼ぶ区もあります。

Q 慰問金額や配分対象については誰が決められているのですか？

A 幸区社会福祉協議会、幸区民生委員児童委員協議会、幸区町内会連合会、各地区社会福祉協議会、各地区民生委員児童委員、行政機関などの代表による「年末たすけあい運動配分委員会」で決められています。